

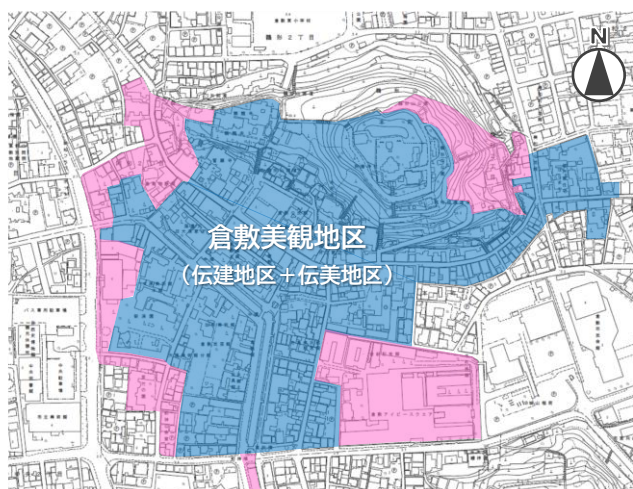
倉敷美観地区の工作物等支援制度のご案内

～美観地区景観整備事業～

倉敷美観地区の歴史的な町並みは、住民の保存活動から始まり、これまでの様々な取り組みや皆様の努力によって受け継がれてきました。

本地区に居住するために必要となる設備機器や事業を営むための屋外広告物などを歴史的な景観と調和させるために必要となる改修費等について助成を行います。

なお、本地区内の屋外広告物については、令和3年10月1日に「倉敷市屋外広告物条例施行規則」が改正され、禁止となる屋外広告物や掲出基準が詳細に定められています。



伝建地区 15ha(伝統的建造物群保存地区)
伝美地区 6ha(伝統美観保存地区)

1 支援制度の対象物

支援制度の対象物は、倉敷美観地区内の市道から望見できる工作物（塀、生垣、門、柵等）、屋外に露出している設備機器又は屋外広告物であって、江戸期から明治期の町屋や蔵との景観上の調和を図るための整備事業です。また、道路に面した外構・緑化等も対象となる場合があります。

2 支援制度の対象者

支援制度の対象者は、対象物の所有者又は占有者とし、次のいずれにも該当しない者です。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) その他、市長が不相当と認める者

3 支援制度の内容

補助金の交付は、1つの対象物につき1回限りですが、複数の各テナントが単独で改修する場合などは、ご相談ください。また、本市又は他の団体から補助金等を受ける場合、改修内容(範囲)が重複することはできません。

$$\text{対象事業経費(税抜)} \times \text{補助率} = \text{補助金額} \leq \text{補助限度額}$$

(※補助金額は1,000円未満の端数は切捨とします。)

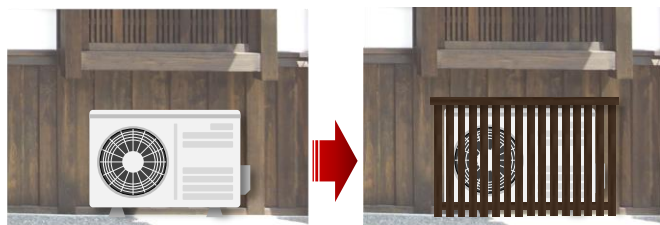
補助対象経費	補助率	補助限度額
塀、生垣又は門、柵その他の工作物の新築、増築、改築、修繕又は模様替えに要する工事費のうち、外観の施工に係る経費及びこれに伴う設計費等	3分の2	50万円
屋外に露出している給排水設備、空調設備若しくは電気設備等の外観上の改修(目隠しを含む。)又は撤去に要する工事費	3分の2	20万円
屋外広告物の新設、改修又は撤去に要する工事費	3分の2	20万円

※予算内での支援となりますので、年度途中でも支援制度が終了する場合があります。

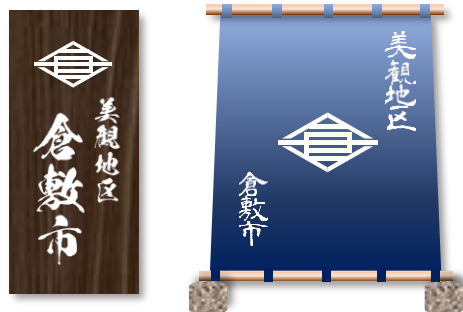
■歴史的な景観保全のための取組み

露出した設備機器などは、撤去又は移設が理想ですが、塀や柵などの工作物により、目隠しすることも有効です。その場合、背景の素材や色彩に調和させる計画が必要となります。

屋外広告物については、本地区の伝統的な建築様式に調和する素材や色彩、表示方法などに配慮した計画が必要となります。いずれも計画段階の早期に「倉敷市 都市景観室」までご相談ください。

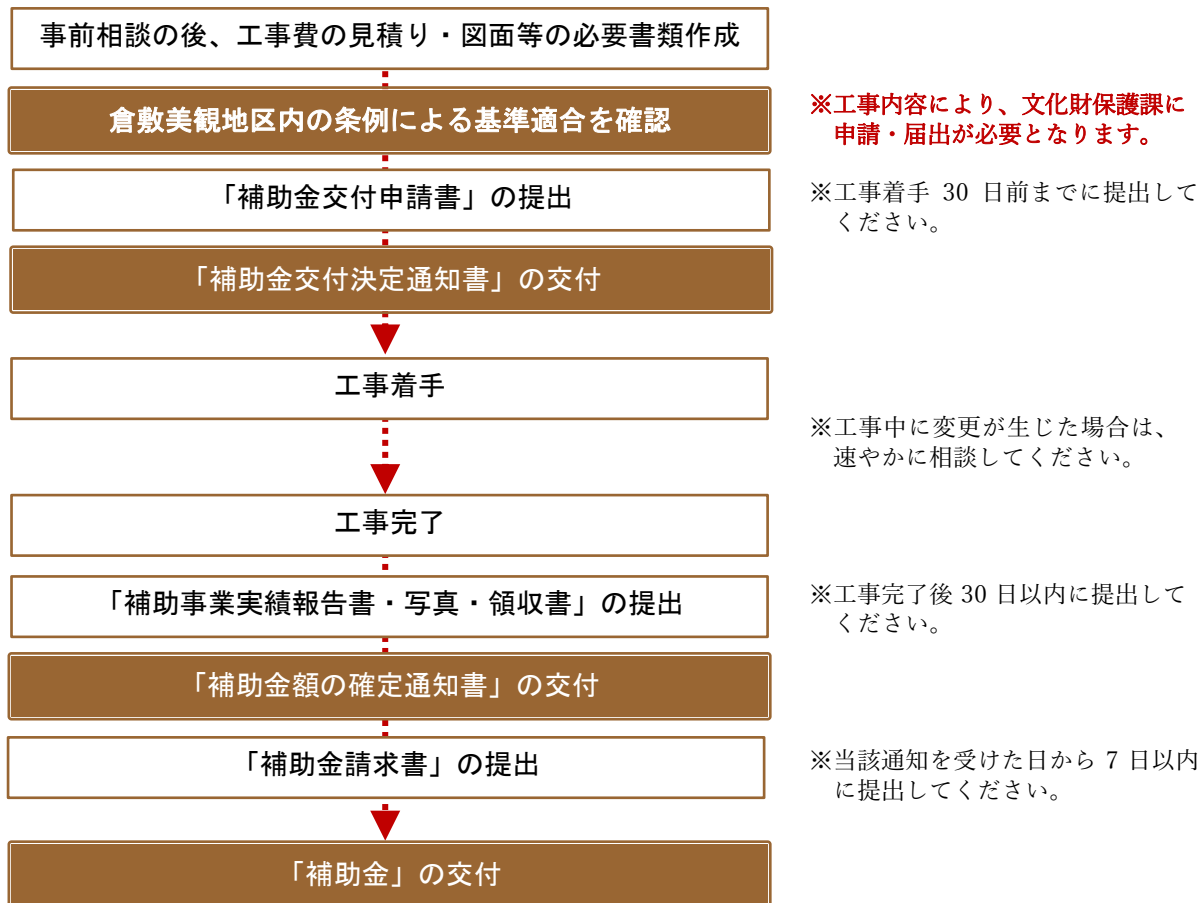


例) 背景と調和させる設備機器の目隠し



例) 伝統的な素材・表示による屋外広告物

5 支援制度の手続き



■問合せ先■

【R5.4.1】

倉敷市 建設局 都市計画部 都市計画課 都市景観室

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

【TEL】 086-426-3494

【FAX】 086-421-1600

【E-mail】 keikan@city.kurashiki.okayama.jp

【HP】 <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/keikan>